

(参考1-3). FISIM の対象範囲(図表2参照)

- ・ 図表1-3の「①」の箇所はFISIMの対象範囲で、当該図の上段「FISIMの対象となる金融機関」と左列「FISIMの対象商品」の縦横帯がパクロス(縞みがけ箇所)区域において FISIMが生産される。
- ・ 図表の 「②、③、④」の箇所 は、従来の帰属利子方式での推計対象範囲であるがFISIMが生産されない区域である。

図表1-3 FISIMの対象範囲 (帰属利子方式との比較)

商品 金融機関	FISIMの対象と なる 商品	FISIMの対象 外となる 商品
FISIMの対象とな る 金融機関	①	②
FISIMの対象外と なる 金融機関	③	④